

## 原子力防災訓練実施結果に係る報告の要旨

### I. 総合訓練

各要素訓練を組み合わせて、主に泊発電所、本店等との情報連携対応の能力向上を図るとともに、発電所対策本部の緊急時対応能力向上を図るための訓練。

報告事項	主な報告内容
1. 実施日時	2025年12月12日（金）13：10～16：30
2. 参加人数	235名
3. 想定した原子力災害の概要	1～3号機（1・3号機は新規制基準適合プラント、2号機は新規制基準未適合プラントの想定）の発災とし、一次冷却材の喪失等により、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第10条事象 <sup>*1</sup> および第15条事象 <sup>*2</sup> に進展する原子力災害を想定。
4. 訓練の内容	<p>訓練参加者に対しては、事故想定を非開示（ブラインド）として、訓練を実施。</p> <p>〔訓練項目〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 緊急時通報・連絡訓練〔泊発電所・本店〕</li> <li>(2) 原子力災害対策本部設置訓練〔泊発電所・本店〕</li> <li>(3) 環境放射線モニタリング訓練〔泊発電所〕</li> <li>(4) 退避誘導訓練〔泊発電所〕</li> <li>(5) 原子力災害医療訓練〔泊発電所・本店〕</li> <li>(6) シビアアクシデント<sup>*3</sup>対応訓練〔泊発電所〕</li> <li>(7) 緊急時対応訓練<sup>*4</sup>〔泊発電所・本店〕</li> <li>(8) 原子力緊急事態支援組織<sup>*5</sup>対応訓練〔本店〕</li> <li>(9) 資機材輸送・取扱訓練〔泊発電所〕</li> </ul>
5. 訓練の評価	<p>総合訓練において設定した訓練目的に対する評価結果は以下のとおり。</p> <p>【訓練目的】</p> <p>原子力災害が発生した状況下において、泊発電所および本店の原子力防災組織が有効に機能することを確認するとともに、事故対応能力の向上を図る。</p> <p>【評価結果】</p> <p>以下のとおり訓練目的を概ね達成できたと評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊発電所および本店の各原子力防災組織は、原子力災害発生時におけるそれぞれの役割を果たし、その対応は概ね良好であったことから、訓練目的のうち「原子力防災組織が有効に機能していること」を達成したと評価する。</li> <li>・前回の総合訓練（2024年12月13日実施）において抽出した主な改善事項への対策が有効に機能したことを確認したことから、訓練目的のうち「事故対応能力の向上を図ること」を達成したと評価する。</li> </ul> <p>なお、後述6. に示すとおり、今回の訓練において新たな課題を抽出していることから、これらを優先的に改善していく。</p>
6. 今後に向けた改善点	<p>今回の総合訓練において抽出した主な課題は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 25条報告<sup>*6</sup>の送信遅れについて〔発電所〕</li> </ul> <p>3号機について最初の特件事象発生後に送信する25条報告が目安としている「特件事象発生通報から30分、遅くとも1時間以内」を守れなく、1時間47分後の発信となる事例が確認された。これを踏まえ、報告様式における「対応状況・今後の予定」欄については、記載の程度が不明確であったため、各機器の準備状況や作業の見通しなど具体的内容を整理するとともに、通報連絡文の作成・確認が円滑に行えるよう座席や機器の配置面の改善を検討し、併せて25条報告（AL経過連絡<sup>*7</sup>を含む）を事務局長が容易に統制できる管理様式を整備し、改善を図る。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● E R Cプラント班<sup>※8</sup>における事象進展予測等の資料共有について〔本店〕 原災法第10条確認会議および第15条認定会議<sup>※9</sup>等において書画装置の画面共有のみで説明を行っていたが、受け手の理解や記憶に依存するため認識のズレを生じるおそれがあり、また事象内容を振り返る手段がなく情報の再確認が困難であった。 これを踏まえ、原災法第10条確認会議および第15条認定会議に提示する進展予測を含む重要情報並びに、その他書画装置を用いて説明する資料については、画面共有のみに依存せず、書面化のうえリエゾン<sup>※10</sup>経由で提供する運用とし、改善を図る。</li> </ul>
--	---

## II. 要素訓練

現場における操作手順等の習熟などを目的として実施する訓練。

報告事項	主な報告内容		
1. 実施期間	2025年1月1日(水)～2025年12月31日(水)		
2. 訓練の内容、訓練回数、参加人数	訓練内容	訓練回数	参加人数
	(1) 緊急時通報・連絡訓練	1回	21名
	(2) 原子力災害対策本部設置訓練(模擬E R Cプラント班 <sup>※11</sup> との情報共有に係る訓練を含む)	1回	176名
	(3) 環境放射線モニタリング訓練	23回	75名
	(4) 退避誘導訓練	6回	40名
	(5) 原子力災害医療訓練	8回	57名
	(6) シビアアクシデント対応訓練	19回	155名
	(7) 緊急時対応訓練 ① 初期消火訓練 <sup>※12</sup> ② 運転班・機械工作班・電気工作班が実施した緊急時対応訓練 ③ 軽油汲み上げ・配油訓練 <sup>※13</sup> ④ その他訓練	78回 380回 15回 658回	443名 3,033名 255名 3,910名
	(8) 原子力緊急事態支援組織対応訓練	8回	69名
	(9) 資機材輸送・取扱訓練	4回	20名
3. 訓練の評価	各要素訓練を通して、原子力災害発生時に必要となる手順等の習熟および改善を図ることができたと評価する。		

### 【用語の補足】

- ※1 原災法第10条事象(特定事象)は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある事態となる事象。
- ※2 原災法第15条事象は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある事態となる事象。
- ※3 原子炉の燃料が重大な損傷を受けるなど、設計基準事象を大幅に超える過酷事故。
- ※4 シビアアクシデント発生時などに必要となる現場操作や手順を確認するための訓練。
- ※5 放射性物質による汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立ち入ることができない場所において、必要な遠隔操作が可能な装置等の資機材を管理し、原子力災害が発生した原子力事業者への支援を行う外部支援組織。
- ※6 原災法第10条事象(特定事象)発生後に、泊発電所が行う事故収束活動等(応急措置)の状況について、原子力規制庁をはじめとした関係機関へ情報連携するための報告
- ※7 発生した原子力災害の重篤度を示すもののうち一番軽度の事象を示すAL(ALart)発生後に、当該事象に対する事業者の対応状況等について、原子力規制庁をはじめとした関係機関へ連絡するもの。

- ※8 E R Cとは「Emergency Response Center」の略であり、原子力災害発生時に原子力規制庁に設置される対応組織を指し、E R Cプラント班は当該組織において、事故の状態・事故収束活動の状況などの情報を原子力事業者から収集し、内閣総理大臣が指揮する原子力災害対策本部へ情報共有を行う役割を担う。
- ※9 原災害法第10条事象または第15条事象が発生した際、原子力事業者より原子力規制庁に対し、発生した事象の概要、事象収束活動方針と当該方針に基づく収束活動などを報告するための会議体であり、原子力規制庁は本報告内容に基づき、原災法第10条事象または第15条事象に該当することについて原子力規制委員委員長の確認を得るもの。
- ※10 原子力事業者からE R Cプラント班へ派遣される要員であり、原子力事業者からE R Cプラント班へ連携する情報の補足等を行う。
- ※11 本来の原子力規制庁ではなく、当社以外の原子力事業者がE R Cプラント班を担ったことから、文頭に「模擬」を付して識別したもの。
- ※12 発電所施設・設備に火災が発生した場合における初期段階で発電所対策要員などが行う消火活動の手順の確認や操作の習熟を目的として行う訓練。
- ※13 事故対応設備・施設を駆動するために必要となる燃料（軽油）を貯油槽から汲み上げ、事故対応設備・施設へ補給するための手順の確認や操作の習熟を目的として行う訓練。

以 上